

議案第40号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年4月22日提出

清水町長 阿部 一 男

令和3年度清水町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）

令和3年度清水町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,030千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190,878千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和4年3月31日

清水町長 阿部 一 男

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		129,006	1,030	130,036
	1 後期高齢者医療保険料	129,006	1,030	130,036
歳 入	合 計	189,848	1,030	190,878

第1表 歳入歳出予算補正

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		178,573	1,030	179,603
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	178,573	1,030	179,603
歳 出	合 計	189,848	1,030	190,878

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	129,006	1,030	130,036
2 繰入金	60,095	0	60,095
3 繰越金	625	0	625
4 諸収入	122	0	122
歳入合計	189,848	1,030	190,878

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	10,800	0	10,800	0	0	0	0
2 後期高齢者医療広域連合納付金	178,573	1,030	179,603	0	0	0	1,030
3 諸支出金	120	0	120	0	0	0	0
4 予備費	355	0	355	0	0	0	0
歳出合計	189,848	1,030	190,878	0	0	0	1,030

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1特別徴収保険料	79,641	△758	78,883	1特別徴収保険料	△758	1 特別徴収保険料 △758
2普通徴収保険料	49,365	1,788	51,153	1現年度分普通徴収保険料	1,788	1 現年度分普通徴収保険料 1,788
計	129,006	1,030	130,036			

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国 支 出	道 金	地方債				
1後期高齢者 医療広域連 合納付金	178,573	1,030	179,603				1,030	18 負担金、補 助及び交付 金	1,030	300400 後期高齢者医療広域連合 納付金 1,030 18 負担金、補助及び交付金 1,030 10 後期高齢者医療広域連合 納付金(保険料分) 1,030
計	178,573	1,030	179,603				1,030			